

定 款



東邦アセチレン株式会社

東邦アセチレン株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、東邦アセチレン株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 酸素、窒素、アルゴン、溶解アセチレン、水素、炭酸ガスその他各種圧縮ガス、液体ガスの製造、仕入ならびに販売
2. 溶接・切断器具、溶接材料、電溶機械その他電気器具機械の仕入販売
3. 住宅関連設備機器、ガス用器具類の仕入販売
4. 液化石油ガス、石油製品、燃料の仕入販売
5. 各種ガスの容器、貯槽、供給装置の仕入販売ならびに検査
6. 医薬品、医療用具、医療用機械、医薬部外品、医療用ガス、医薬用外毒物劇物、食品添加物の製造、仕入販売ならびに医療用配管工事
7. カーバイド、石灰、肥料、農薬、化学工業薬品の仕入販売
8. 建設工事、建築物の設計、施工、工事監理
9. 製氷機械、冷凍機械、土木機械、建設機械ならびにこれらの製造用資材および工具類の仕入販売
10. 廃油および廃棄物の処理ならびにこれにより再生した重油、鉄化石等再生品の販売
11. 前各号に付帯関連する一切の事業ならびに経営上必要と認める他の事業に対する投融資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県多賀城市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 第9条に定める請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(基準日)

- 第12条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集)

- 第13条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印

し、または電子署名を行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は、取締役会を置く。

(員数)

第20条 当社の取締役は、9名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

- ② 取締役社長は、会社を代表する。
- ③ 前項のほか必要ある場合には、取締役会の決議によって取締役の中から会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(取締役会および議長)

第24条 取締役会は、取締役をもって組織し、法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務の執行を決定する。

- ② 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(相談役および顧問)

第30条 当社は、必要に応じて取締役会の決議により相談役、または顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員数)

第33条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会および議長)

第37条 監査役会は、監査役全員をもって組織し、法律に定める権限を有するほか監査役の職務執行に関する事項を決定する。

- ② 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集は前項の議長がこれにあたる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。

- ② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(補欠監査役)

第39条 法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ株主総会において補欠の監査役（以下「補欠監査役」という。）を選任することができる。

- ② 補欠監査役の選任決議の定足数は、第33条の規定を準用する。
- ③ 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(補欠監査役の予選の効力)

第40条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役会の決議)

第41条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第42条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規則)

第43条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第44条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第45条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第46条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第47条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第48条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第49条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第50条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第51条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第52条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第53条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第54条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満5年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の剰余金の配当および中間配当には、利息をつけない。

(附則)

1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和30年2月28日	制定	昭和54年7月26日	改正
昭和31年8月23日（臨）	改正	昭和55年7月25日	改正
昭和32年3月22日（臨）	改正	昭和57年7月22日	改正
昭和33年10月29日	改正	昭和58年7月22日	改正
昭和34年4月23日	改正	昭和61年7月23日	改正
昭和34年10月29日	改正	昭和62年6月26日	改正
昭和36年4月28日	改正	平成3年6月27日	改正
昭和37年4月27日	改正	平成6年6月29日	改正
昭和38年9月25日（臨）	改正	平成14年6月27日	改正
昭和39年4月27日	改正	平成15年6月27日	改正
昭和41年4月28日	改正	平成16年6月29日	改正
昭和41年10月27日	改正	平成17年6月29日	改正
昭和42年10月27日	改正	平成18年6月29日	改正
昭和43年10月29日	改正	平成21年6月26日	改正
昭和48年4月27日	改正	平成25年6月27日	改正
昭和48年10月30日	改正	平成26年6月27日	改正
昭和49年10月30日	改正	平成27年6月29日	改正
昭和50年4月30日	改正	平成27年10月2日	附則削除
昭和50年11月28日	改正	令和4年6月29日	改正
昭和53年7月26日	改正	令和6年1月1日	一部改正

(注) (臨) は臨時株主総会